第16回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和元年 5 月 24 日 午前 9 時 30 分 浜田市役所 4 階 講堂 A B C

- 1. 出席委員
 - 1番 原田 義一 2番 岡本 嗣喜 3番 宮﨑 龍生 4番 徳田マスヱ
 - 5番 川本 聖光 6番 松山 純久 7番 廣瀨 康友 8番 欠 席
 - 9番 林 秀司 10番 三浦 博文 11番 渡辺 弘之 12番 渡邉 弘登
- 13番 岡本 健治 14番 欠 席 15番 柿元 信次 16番 大谷 数義
- 17番 佐々岡常喜 18番 佐々木京子 19番 玉田 一
 - 1推 前田 正典 2推 田村 邦麿 3推 橋本 安延 4推 三浦 寿紀
 - 5推 欠 席 6推 神田 進 7推 小松原常雄 8推 河野 恒弘
 - 8推 近重 邦昭 10推 野上 省三 11推 岡田 勝 12推 大﨑 健太
- 13推 欠 席 14推 岡本 定文 16推 奥迫 忠幸
- 17推 原田 和義 18推 永見 繁廣 19推 齋藤 久行
- 2. 欠席委員 8番 三明多佳志 14番 青葉 真
 - 5推 小川 明人 13推 小谷 保雄
- 3. 事務局出席職員 久佐事務局長 木原農地係長、佐々木主任主事 農林振興課 松本嘱託

しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

会	長	おはようございます。ただいまから第16回浜田市農業委員会総会を開催
		いたします。
		本日の欠席は、8番三明委員、14番青葉委員、5推小川委員、13推小谷
		委員以上4名の委員から欠席の届出が出ております。
		また早退は、7番廣瀨委員、19番玉田委員以上2名の委員から早退の届
		出が出ております。
		本日の議事録署名者は、3番宮﨑委員、4番徳田委員です。
		よろしくお願いします。
		さて、先月の終わりぐらいから天皇陛下の即位関係で10連休と長い休み
		があったわけですが、それぞれ皆様方農作業等に精を出されたのではな
		いかと思っています。最近、聞くところでは雨や雪不足の関係で水が少
		ないということも聞いております。田植えなどに支障が出ていると思っ
		ていますが、できるときに植えた方がいいと思いますが、2~3日前の雨
		も大したことなく、野菜農家の方も野菜を植えにくいと聞いておりま
		す。近い将来大きな被害がなければいいなと思っています。先月の総会
		の時に後援会の入会申し込みを渡していると思いますが、持ってこられ
		た方は、帰られるまでに提出してください。JAが熱心になられており、
		ご協力いただける方はお願いします。
		それでは、議事に入ります。
		議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。
		それでは事務局の説明をお願いします。
事 發	5 局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画
		の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思いま
		す。
		お手元の方に農用地利用集積計画(案)と利用集積一覧表をお配りして
		おりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画(案)につい
		てですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定して
		おります。今回、申し出のありました利用権設定は、12件、27筆、35,386
		m²となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、
		農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考え
		ております。
		公告日は5月31日を予定しており、利用権設定については開始日を令和
		元年6月1日以降としております。農用地利用集積計画(案)について
		は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会	長	以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がござ
		いましたら、ご発言願います。
<u> </u>		どなたか、ございませんか。
会	長	無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただけるよの送手をお願いします。
		ける方の挙手をお願いします。 ~全委員 挙手∼
<u>委</u>	<u>員</u> E	
云	長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように知知いたします。
		ように処理いたします。
		続きまして、議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、

	事務局の説明をお願いします。
事務局	農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所
书 伤 凡	「農業委員云寺に関する仏怪弟の来第1項第1万の焼だにより、展地の所 有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。
	イ催沙粒へ展地の粒がなどの番戚とお願いしよう。 それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。
	たれては、展地伝第4米中間に りょくこ 説がいたしょり。 農地法第 4 条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが 農
	地区が少に七、紅手物、真内直さ物はこの用述に転用したいこいがも のです。
	ッとす。 1 号について説明します。申請地は、資料 1 ページ 2 ページ、図面番号
	①、現況写真は、1 ページ上段をご覧ください。申請地は、金城町追原
	の畑です。場所は県道桜江金城線沿線にあります福原集会所から約 50m
	南東の、福原町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、
	農地区分は第2種農地に該当します。現在山間部にあります墓地の移設
	の計画があり、自宅の近隣に移す予定がある申請であります。
	農地法第4条申請については、1件です。
会 長	ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員
	さんから補足説明がありましたらお願いします。
	1 号について 13 番岡本委員お願いします。
13番(岡本委員)	15日に推進委員さんと事務局とで現地確認を行いました。ただ今の事務
	局の説明のとおりで、問題ないと思います。
会長	以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何か
	ございましたらお願いします。
	ございませんか。
	では採決に入ります。
	第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いしま
	す。挙手をお願いします。
委 員	~举手 多数~
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認され
	ましたので、そのように処理をいたします。
	続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、
	事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。
	農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が
	権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。
	1号について説明します。申請地は、資料3ページ4ページ、図面番号
	②、現況写真は、1ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町下古
	和の田です。場所は黒沢公民館から約1,000m南東の、黒沢7区です。申
	請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、第2種農地に該当します。
	当該申請の転用目的は、一時転用として近くにあります三隅川発電所の
	改修工事用の資材置場及び駐車場として利用する計画となっており、周 xnの典地には影響は小ないものト表えております。なお、この土地にの
	辺の農地には影響は少ないものと考えております。なお、この土地につまましては、登記等の地見は「四」となっておりましたが、「・ページの
	きましては、登記簿の地目は「田」となっておりましたが、5ページの 節末妻になるとおり、巫母17年ごろ、ましまと低いところになったとこ
	顛末書にあるとおり、平成17年ごろ、もともと低いところにあったとこ
	ろに土をもって畑として利用されていたようですので、今後、一時転用 が紹吟される際には、四から畑。の日始亦再足も規以していただくよう
	が解除される際には、田から畑への目的変更届を提出していただくよう

	指導しております。
	続きまして2号について説明します。申請地は、資料は3ページ6ペー
	ジ、図面番号③、現況写真は、1ページ下段をご覧ください。申請地は、
	下府町の畑です。場所は国府小学校から約500m、東の、下府町5町内で
	す。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第2種住居地域で、第2
	種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の建築の計画が
	あり、写真で隣の箇所に工事車両が映っておりますが、先月5条申請が
	あった場所の隣の土地で、すでに周囲に住宅が建築されている状況であ
	ります。
	農地法第5条申請については、以上2件です。
会 長	ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補
A A	足説明がありましたらお願いします。
	1号について 10番三浦委員もしくは野上委員お願いします。
10番(三浦委員)	この件については、先月も申請がございまして、譲渡人、譲受人とも同
10 亩 (二冊安貝)	して、事務局が説明したとおり一時転用です。
会 長	2号について、8番河野委員お願いします。
8推(河野委員)	た般、事務局と三明委員とで現地を確認いたしまして、問題ないと思わ
0 1位(1951 安县)	れますのでよろしくお願いします。
会 長	以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何か
<i>A R</i>	ございましたらお願いします。
11 推 (岡田委員)	類末書は誰あてに提出されたものですか。
事務局	記載はありませんが、会長宛になっています。
- 	そうですね。確かにあった方がいいですね。
Ξ \mathcal{K}	他にはありませんか。
	ないようですので、採決に入りたいと思います。
	第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いしま
	す。
委 員	- ⁷ 。 - ~挙手 多数~
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認され
Ξ \mathcal{K}	ましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお
Ξ \mathcal{K}	がします。 「願いします。
事務局	それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明い
事 幼 内	たします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であって
	している。
	てきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や
	耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性
	の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目
	変更登記申請などに必要な証明です。
	1号は、資料は7ページ8ページ、図面番号④、現況写真は、2ページ
	上段をご覧ください。申請地は、後野町の田です。場所は、前の後野小
	学校、現在は石見公民館後野分館から約650m南西の、後野町5町内です。
	当該申請地は、国道 186 号に面している箇所で、現所有者の先代からの
	管理地で、戦後間もなくの頃から耕作はしていないという状況のようで

	ございます。今回はその個所の非農地証明を求めておられるという案件
	でございます。
	2 号は、資料は 7 ページ 9 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページ中
	段をご覧ください。申請地は、所有者は全く違いますが、1 号の案件の
	近くで、後野町の田です。場所は、前の後野小学校、現在は石見公民館
	後野分館から約 720m 南西の、後野町 5 町内で、国道 186 号の金城に行く
	ときの一つ目のトンネルを出たところです。当該申請地は、昭和年月日
	不詳より耕作放棄となり、山林化している状況です。形状からすると周
	辺にも田があったとところですが、この筆以外は地目が変更されている
	という案件です。
	転用統制外証明願は、以上2件です。
会 長	ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、
	担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。
	1号2号について、16番大谷委員もしくは奥迫委員お願いします。
16番(大谷委員)	先日、事務局と奥迫委員とで現地を確認いたしました。ただ今、説明が
	ありましたように、現場がお互い近いところでありまして、国道 186 号
	の浜田から上がって○○○○がある付近です。トンネルを出たすぐ左側
	が2号案件で、右側が1号案件です。186号が開通するまでは山だった
	ので普段立ち入ることなく、過去の経緯は分かりませんが、特に1号案
	件は、道路を作ったときに何らかの手が加えられたと思いますが、現況
	はかなり昔からこうなっていたと思いますので、よろしくお願いします。
会 長	以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方
云 以	から何かございましたらお願いします。
	ございませんか。
	こさいませんが。 では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される方
-	は挙手をお願いします。
	~挙手 多数~
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認され
	ましたので、そのように処理をいたします。
会長	続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたしま
	す。
	1号は、資料9ページ10ページ、図面番号⑤、現況写真は、2ページ下
	段をご覧ください。届出地は、三隅町下古和の田です。場所は、黒沢公
	民館から約2,300m 南東の黒沢7区になります。この届出は、令和元年7
	月12日頃から8月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置すると
	いうものです。
	続きまして 2 号は、資料 9 ページ 11 ページ、図面番号⑥、現況写真は、
	3ページ上段をご覧ください。届出地は、三隅町黒沢の田です。場所は、
	黒沢集会所から約200m 北東の、黒沢2区です。この届出は、令和元年8
	月8日頃から9月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置すると
	いう計画です。
	3 号は、資料 9 ページ 12 ページ、図面番号⑦、現況写真は、3 ページ中
	段をご覧ください。届出地は、金城町上来原の田です。場所は、上来原

	かたらいの家から約 400m 北東の、上来原東町内です。この届出は令和元
	年7月1日頃から12月を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する
	という計画です。
	4 号は、資料 9 ページ 13 ページ、図面番号®、現況写真は、3 ページ下
	段をご覧ください。届出地は、弥栄町小坂の畑です。場所は、小坂集会
	所から約1900m北の、畑地区です。この届出は令和元年7月1日頃から
	8月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するという計画です。
	以上、報告します。
会 長	以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かあり
Z K	ましたらお願いします。
	こざいませんか。
	<u> </u>
	では報告を終わります。
<u> </u>	その他事務局からありましたらお願いします。
事 務 局	最初に、お配りをさせていただいております、「農地機構だより」第6号
and the state of t	について、しまね農業振興公社から説明していただきます。
しまね農業振興	昨年の推進計画は、認定法人1ha、個人1haの推進計画ができました。あ
公社	りがとうございました。今月の機構だよりは人農地プランということ
	で、ポイントをまとめております。農業委員会さんも、人・農地プラン
	に新たに取り組んでおられると思います。公社も、これまでは、ペーパ
	一だけのやり取りをしていましたが、アンケートの実施や現況調査をし
	ながら具体的なことを行っていきます。農地中間管理機構については、
	出し手、受け手に支援金が交付され、受け手へは県単事業で新たな制度
	となります。担い手支援金についても、県より浜田市の方が基金を使っ
	て手厚くされています。詳しくは、直接担当者へお問い合わせください。
事務局	また、今後の総会の予定について、今年度の予定をお配りさせていただ
	きました。変わることもあるかと思いますが、可能なところで、予定を
	していただければと、思います。
会 長	そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。
13番(岡本委員)	機構だよりについて、地域によって高齢化によって農地保全が危ぶまれ
,, ,, ,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ています。公社が農地を借り受けてくれるのか。
しまね農業振興	中間管理機構でバンク制度があるが、実際、公社が借り受けることは困
公社	難です。法人や認定農業者も、御用聞きのように借り受けることも難し
	いです。人・農地プランのように、こういう法人らと話をしながら解決
	していくことが一つの解決策になると思います。
13番(岡本委員)	私たちが望むのは、土地持ち農家から申請されたものをすべて抱き込ん
10 Ш (((1) 1) Д (()	でもらえたらうれしいです。
事務局長	人・農地プランについては、国からも実効性を高めるよう今年度強く求
于7月7日又	められています。市の方も、農林振興課と農林業支援センターが連携し
	て、今一度、各地域で中身を詰めていくことを今年度から実施していき
	ます。便りにもあるように、改めてアンケートの実施や地域の話し合い
	まり。使りにもめるように、以めてアンケートの美地や地域の話し合い をしていくことになろうと思います。詳細は、地域の話し合いに委員さ
	んも出席していただき、荒れる農地をだれが受けるのかというところが、そのポインになると思います。地域のすべての農地を完えるとは難
	一番のポイントになると思います。地域のすべての農地を守ることは難
	しいかもしれませんが、どの農地を守っていくか話し合いをして、どう

	やって守っていくのか各地域で話し合っていただくような機会を設け たいと思いますのでよろしくお願いします。
事務局	話し合いの場に参加された場合は、活動記録をつけていただくようにお願いします。
会 長	ほかにありませんか。 以上を持ちまして、第16回総会を終了します。

終了 午前10時10分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員